



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

医療脱毛サービスの有効期間？

～サービスの期限切れ～

1年程前、クリニックで「医療レーザー脱毛」10回分、約30万円の契約を行い、現金を支払った。

5日ほど前に電話予約しようとする、「1年間の有効期間を過ぎたので利用できません」と言われた。

期限についての説明は一切受けていない。うえ、契約内容は口頭で説明されただけで、書面は渡されなかった。

診察券や予約券にも有効期限の記載はなく、納得できない。

【ひとことアドバイス】

- ◆クーリング・オフについて定められた「特定商取引に関する法律」が昨年12月に改正され、美容医療サービス※に関する事項が新たに追加されました。
 - ◆事業者が契約書面や概要書面の交付義務が発生し、クーリング・オフの対象となります。
 - ◆美容医療サービスで同法が適用となる要件には「1ヵ月を超える提供期間かつ、5万円を超える金額」がありますが、実際の事例については詳細な確認が必要です。
- ※特定商取引に関する法律施行規則における「美容医療サービス」とは…

脱毛、にきび・しみ・そばかす・ほくろ・入れ墨などの除去または皮膚の活性化、皮膚のしわまたはたるみの軽減、脂肪の減少、歯牙の漂白など医師による医療のうち、美容の向上を目的とする医療サービス